

DV 防止法改正に向けて（中間報告）

立憲民主党ジェンダー平等推進本部

DV 防止法改正検討 WT

2019年の児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正児童福祉法等」という。）においては、通報対象となるDVの形態や保護命令に係るDV被害者の範囲の拡大及び加害者の更生指導や支援の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずる旨が規定されている。

立憲民主党は、特にDVが被害者たる配偶者のみならず子どもにも深刻な影響を及ぼすものであることも踏まえ、被害者の救済を実効的なものとするために、改正児童福祉法等に規定された事項にとどまらず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）の全般的な見直しが必要であると考え、以下のとおり提言する。

第一 目に見えない暴力への対応

身体的暴力のみならず目に見えない精神的、性的暴力の深刻さも看過できない。暴力の実情に対応できるよう、保護命令の対象、通報対象を拡大する。

1 保護命令の対象の拡大

DV防止法第1条のDVの範囲（身体的・精神的・性的DV）と保護命令の対象となるDVの範囲（身体的DV・生命等への脅迫）を一致させる。

2 通報対象の拡大

通報対象となるDVについて、身体的DVだけでなく、精神的DV及び性的DVも対象とする。

第二 DV被害者の迅速な救済

DVは、家庭という密室の中で親密な関係で生じるため被害者が耐え続け被害が深刻化し、死亡などに至る場合もあり、迅速な救済が必要とされている。

1 無審尋の保護命令の発令要件の明確化

保護命令の発令に申立てから平均2週間弱もかかっている現状は、迅速な被害者救済とは程遠く、被害者に保護命令の申立てを躊躇させることとなっている。無審尋での保護命令（DV防止法14条1項ただし書）があるが、要件が不明確

なため、利用されているとは言いがたいことも踏まえ、迅速な被害者保護を可能とするため、無審尋での保護命令の発令要件を、「被害者が更なる DV によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが明白な場合であって、緊急に保護命令を発しなければ被害者の保護ができないとき」と明確化し、必要がある場合に利用しやすい制度にする。

2 保護命令の申立人の拡大

長期にわたる精神的 DV などにより、被害者が加害者のマインドコントロール下に置かれ、自らへの暴力を容認するような状態もあることから、被害者の親族に、保護命令の申立を可能とする。

3 保護命令の対象の明確化

生活の本拠を共にする同性カップルが保護命令の対象となる旨を確認的に規定する。現行法においても生活の本拠を共にする同性カップルは保護命令の対象とされているが、パートナーシップ制度の広がり等の社会情勢を踏まえ、確認的にその旨を明記するものである。

第三 DV 対応における子どもの保護

内閣府が実施している調査からは、DV と児童虐待との相互の関係が指摘されている。つまり、DV によって追い詰められた被害者が虐待から子どもを守ることができなくなっていくという暴力の連鎖があると考えられる。DV を防止することにより DV の裏に隠れた児童虐待の防止をも図る観点を明確にする。

1 子どもの最善の利益の確保

保護命令に係る決定に際して、①適宜子どもの意見を聴く、②児童虐待防止制度との連携を図るなど、子どもの最善の利益が確保される仕組みを検討する。家庭に子どもがいる場合には、その子どもの最善の利益からも被害者と子の救済を確かなものにしなければならない。

2 被害者の子どもへの支援

前文に被害者の子どもに対する支援を明記する。

3 被害者の子どもによる保護命令の申立ての検討

被害者の子どもによる保護命令の申立てについて検討する。

4 離婚後の面会交流に関して、DV 被害(特に面前 DV)がある場合は、面会交流を認めない等、家庭裁判所など関係機関は十分に配慮する。

第四 加害者の更生

内閣府の調査によれば、加害配偶者と別れた被害者は約 1 割であり、同居を続けた

まま、加害行為がなくなことを願う被害者がいる等の現状を踏まえ、効果的な加害者更生プログラムが必要とされている。

1 加害者更生プログラムの法定

基本方針や基本計画の記載事項として、加害者更生プログラムの実施に関する事項を明記する。

2 加害者更生プログラムを受けさせる仕組みの創設

DV 加害者に加害者更生プログラムを受けさせるための仕組みを設ける。加害者更生プログラムの実施については、国や地方自治体が責任をもって体系的に行うべきものであることを明らかにした上で、DV 加害者にできる限り加害者更生プログラムを受けさせる仕組みを創設する。

3 効果的な加害者更生プログラムの導入

改正児童福祉法等に検討条項として規定されたものであり、加害者更生プログラムが被害者救済の視点からより実効的なものとなるよう、加害者更生プログラムにおいて、リスク・アセスメントを導入するとともに、再教育や防止教育を強化する。

第五 民間支援の強化

被害者支援を始めとして、DV 問題への対処に関しては民間団体に委ねられる部分が多い一方で、民間団体は、財政的・人的な基盤が脆弱であるという問題を抱えている。これを強化し、効果的な被害者救済を行う。

1 民間団体への財政援助の法定

国及び地方公共団体から民間の団体に対する援助に「財政援助」が含まれることを明記する。

2 民間シェルターの体制整備支援

民間シェルターについて、専門人材の育成確保も含めた体制整備の支援を図る。

3 行政と民間の連携強化

行政窓口から適切な民間シェルターを紹介することができる旨を明記することを含め、被害者に対する切れ目ない支援を実施するための行政と民間との連携の強化という観点から、配偶者暴力相談支援センターの業務を拡充する。

第六 被害者支援の強化

被害者を措置の対象としてだけでなく権利の主体と位置づけた上で、実効性ある被害者支援を実現するために、児童虐待における要保護児童対策地域協議会の DV 被

被害者版の創設などを行う。

- 1 被害者の権利擁護の明記
前文に被害者の権利擁護を明記する。
- 2 自立支援の義務化
福祉事務所による被害者の自立を支援するための措置の実施を努力義務から義務化する。
- 3 苦情処理手続きの整備
被害者からの行政機関に対する苦情処理に関し、処理の結果を文書で通知する等の手続きを整備する。
- 4 DV 被害者版要対協の創設
被害者の適切な保護及び支援を図るため、関係機関等により構成され、被害者やその子どもに関する情報の交換、支援内容の協議等を行う組織を設置する。

第七 被害者の居住の保護

現行法は被害者の安全確保のために、加害者から逃げるのが前提となっている。子どもと一緒に退避する場合、転校を余儀なくされる等不利益を被るケースがある。被害者とその子どもが希望する場合には、生活環境を変えることなく安心して生活できる制度を検討する。

- 被害者と子どもが引き続き居住できる制度の創設
被害者と子どもが引き続き居住できる制度の創設を含め、退去命令制度の全般的な見直しを検討する。この検討に当たっては、保護命令制度の性質をどうとらえるか、加害者の財産権や私法上の権利との調整をどうするかといった点を踏まえることとする。